**１．応募から事業終了までの流れ**

H27年度

**燃油価格高騰緊急対策事業(セーフティネット構築支援)の手引き**

省エネ設備リース導入支援事業の応募から事業完了までの流れは以下のとおりです。申請につきましては、**あらかじめお近くのJAまたは東京都農業再生協議会（以下、協議会）**にご相談ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **●申請** |  |  |
| **★１ 申請書の提出**  **（5月１５日締切）** |  | ・代表者は事業参加者の書類を取りまとめ、省エネルギー推進計画等必要な書類を作成して協議会へ申請してください。  ・提出していただいた書類は、協議会が記載事項を確認したのち、  日本施設園芸協会に提出します。 |
| **↓** |  |  |
| **審　査**  **（6月中下旬）** |  | ・日本施設園芸協会において、申請した省エネルギー推進計画等の  内容を審査します。 |
| **↓** |  |  |
| **承　認**  **（６月下旬）** |  | ・審査結果は日本施設園芸協会から協議会へ通知されます。事業参加者については、協議会が計画の承認とセーフティネット事業の契約締結完了の通知をします。 |
| **↓** |  |  |
| **積立金納入**  **（8月中）** |  | ・契約完了の通知に記載のある期限日までに積立金を納入します。  協議会は納入を確認後、積立金納入通知及び積立金残高証明書を送付します。 |
| **●セーフティネット発動時**  **（月ごとに行います）** |  |  |
| **★２　燃油購入実績の**  **報告** |  | ・セーフティネットの発動があった場合は、当該月の燃油購入実績の報告をします。（業法別紙第14号） |
| **↓** |  |  |
| **補填金の交付** |  | ・燃油購入実績の報告内容が確認でき次第、補助金と積立金からの  払戻分を合わせて交付します。 |
| **●積立契約の期間満了時（翌年３月末、他）** |  |  |
| **精　算** |  | ・積立金の残高を精算し、返還します。 |
|  |  |  |
| **★３ 事業実施状況の報告**  **（H28～30年8月中に**  **提出）** |  | ・実施状況の報告が必要になります。 |
|  |  |  |
| **その他** |  | ・施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改訂版】  による継続的な省エネ対策を実践してください。 |

**２．必要書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ★**１ 申請時** | | | |
|  | 提出書類 | 業務方法書様　式 | 備　考 |
| 代表者 | |  |  |
|  | 燃油価格高騰緊急対策事業実施計画及び省エネルギー推進計画の承認 | 別紙  様式第1号 | 団体の印 |
|  | 別紙１：燃油価格高騰緊急対策事業実施計画書 | 別紙  様式第1号  別紙１ | 添付資料：１．組織の会則（規約）、役員名簿（農業協同組合は省略可）２．事業参加者等の一覧 |
|  | 別紙２：省エネルギー推進計画 | 別紙  様式第1号  別紙２ | 計画参画者個々の省エネルギー取組計画から転記 |
|  | 総括表 | 様式（一覧表） |  |
| 個々の事業参加者 | |  |  |
|  | 省エネルギー取組計画 | 別紙  様式第2号 |  |
|  | 積立契約申請 | 別紙  様式第11号 | 別紙様式第10号の内容に基づき、作成。 |
|  | 施設園芸用燃油購入数量等設定申込書 | 別紙  様式第13号 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **★２　燃油購入実績の報告** | | | |
|  | 提出書類 | 業務方法書様　式 | 備　考 |
|  | 燃油購入実績報告書 | 別紙  様式第14号 | ・発動があった場合、月ごとに提出  ・当該月の燃油購入実績の証拠書類（領収書、納品伝票等）の写し |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **★３ 事業実施状況の報告** | | | |
|  | 提出書類 | 業務方法書様　式 |  |
|  | 燃油価格高騰緊急対策実施状況報告書 | 別紙  様式第3号 |  |

* 関係書類に使用する印鑑は同一の印鑑を使用してください。

**３．省エネルギー推進計画**

近年、燃油価格の高水準により施設園芸農業者の継続的な経営が困難となっております。燃油高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図ることを目的として、国は省エネルギー推進計画を策定し燃油使用量の15％以上の削減に取り組む産地に対して、省エネ設備の導入を支援します。

省エネルギー推進計画とは燃油価格に影響を受けにくい経営構造へ転換するための計画で、**燃油使用量を１５％以上削減**する目標と目標達成に向けた取組手段を設定します。承認された計画について、国は燃油価格高騰緊急対策において支援を行います。対象期間は原則として３年間（H27.5~H30.4）です。

**４．注意事項**

1. 『施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル【改訂版】』及び『施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改訂版】』を活用した燃油使用量削減**（必須）**

（チェックシートの実践により、１０％の削減）

チェックシートは本計画に参画する温室毎に記入してください。温室の入り口に張るなどして、継続的な省エネ対策を実践してください。

1. 事業の申し込み条件

（１）野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む農業者が３戸以上集まった組織であること（具体的には農業協同組合等）

（２）構成員が施設園芸を営んでいることを書面等により確認できること。

（３）省エネルギー推進計画を定め、燃油使用量を１５%以上削減する目標を掲げ、その達成に向けた取組をすること。

（４）農業協同組合等以外の任意組織の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

※　農業振興地域内又は生産緑地地区内である必要があります。

1. 契約期間中の契約解約、変更について（業務方法書　第２７条）。

ご相談ください。

1. その他（業務方法書　第４章第３６条）

－業務方法書抜粋－

（留意事項）

第３６条　緊急対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

（１）農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、支援対象者及び事業参加者等は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入に努めるものとする。

（２）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、支援対象者は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年３月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成７年10月23日付け７食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

（３）セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する支援対象者及び事業参加者等は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について（平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

**◆帳簿の備付けをしてください（業務方法書　第４章第３５条１項）。**

　支援対象者は、緊急対策に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、補助金又は補填金の交付を受けた会計年度の翌年度から５年間保存してください。